

福岡県公報

平成25年11月15日
第3548号

目次

告示 (第1711号 - 第1728号)

- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 自衛官の募集 (市町村支援課) 3
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

公 告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) 7

告 示

福岡県告示第1711号

解散した清算法人垂水土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
山本 善臣	福岡県築上郡上毛町大字垂水448番地
志摩 國廣	福岡県築上郡上毛町大字垂水341番地 1
井上 進	福岡県築上郡上毛町大字垂水200番地 1
瀬口 勝美	福岡県築上郡吉富町大字幸子882番地 1
向本 忠久	福岡県築上郡上毛町大字垂水1653番地 3

福岡県告示第1712号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	小郡市三沢2365番1先から 小郡市三沢726番1先まで	3.8 ~ 11.0	1,648.8

久留米	県道	本郷 基山線 停車場	前	小郡市三沢2365番1先から 小郡市三沢726番1先まで	16.0 ～ 47.0	1,504.0
			後	小郡市力武1095番1先から 小郡市三沢726番1先まで	3.7 ～ 11.0	
			後	小郡市力武1095番1先から 小郡市三沢726番1先まで	14.8 ～ 53.5	2,274.0

福岡県告示第1713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	殖 木 入 地 線 甘 木	前	朝倉市上寺1368番1先から うきは市吉井町長栖1530番先まで	4.8 ～ 23.6	1,436.0
			後	朝倉市上寺1368番1先から うきは市吉井町長栖1530番先まで	4.8 ～ 23.6	
			後	朝倉市上寺1368番1先から うきは市吉井町長栖1530番先まで	6.8 ～ 23.6	1,425.0

福岡県告示第1714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで	6.0 ～ 23.0	1,245.0
			後	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで	6.0 ～ 23.0	

福岡県告示第1715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年11月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	朝 倉 小石原 線	朝倉市佐田4291番1先から 朝倉市佐田4315番1先まで

福岡県告示第1716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 高田線	前	大牟田市大字櫛野3139番先から 大牟田市大字櫛野3166番10先まで	12.8 ～ 47.5	158.0
			後	大牟田市大字櫛野3139番先から 大牟田市大字櫛野3166番10先まで	12.8 ～ 69.9	

福岡県告示第1717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年11月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 高田線	大牟田市大字櫛野3139番先から 大牟田市大字櫛野3166番10先まで

福岡県告示第1718号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市東大橋四丁目1578番1及び1578番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町大字稲光1225
社会福祉法人 光和苑
理事 高村 巨人

福岡県告示第1719号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成25年度において自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 募集期間

平成26年3・4月入隊（男子）

平成25年11月13日から
平成26年1月14日まで

- 受験資格
(1) 平成26年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有するもの
(2) 詳細は、募集要項による。
- 試験期日
平成26年1月19日（日）から1月21日（火）のうち指定する日
- 受付場所

受付場所

名称

福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳(築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

筆記、口述及び身体検査の試験場

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
----	------------	-------------

福岡県告示第1720号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 都市計画事業の種類及び名称
久留米都市計画道路事業3・4・16号久留米駅南町線
- 施行者の名称
福岡県
- 事務所の所在地
建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
久留米県土整備事務所 久留米市新合川町1丁目7番27号
- 事業地の所在
(1) 収用の部分
福岡県久留米市西町字中田、字鞍打の三、字鞍打の二、字牟田及び字南畑の二地内
(2) 使用の部分
福岡県久留米市西町字鞍打の二及び字牟田地内
- 事業施行期間
自 平成25年10月31日
至 平成35年3月31日

福岡県告示第1721号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市波多江字穴町1127番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市西区大字千里457番地1
波多江 俊雄

福岡県告示第1722号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市大城三丁目142番1から142番3まで及び142番11から142番16まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区原5丁目14番22号
株式会社 秀建
代表取締役 栗原 秀利

福岡県告示第1723号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第1工区) 築上郡上毛町大字宇野1041番4及び1041番11から1041番106まで並びに水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
築上郡上毛町大字垂水1321番地1

上毛町長
鶴田 忠良

福岡県告示第1724号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 高田
- 2 区域の所在地 飯塚市高田字梅ヶ本
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
飯塚市高田字梅ヶ本	170番	1号及び2号
〃	180番	3号
〃	184番1	4号
〃	183番	5号
〃	167番1	6号から8号まで

福岡県告示第1725号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日

平成25年10月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス堀池店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市堀池字弓木99番ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年7月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,654平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗南側	49

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗南西側	15

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗南東側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内南東側	10.34

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午前10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地西側及び敷地南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1726号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ダイレックス東福岡店
- (2) 所在地 福岡県福津市津丸字桜1120番3ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・地域住民の生活道路となっている市道通り堂津丸線への店舗利用者の車の通行（通り抜け）を避けるように努めること。
- ・道路渋滞の軽減に努めること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・県道及び市道の歩行者、一般通行者の安全に努めること。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- ・福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の「多量排出事業者」に該当するため、同条例施行規則に則り、「廃棄物管理責任者選任届出書」を選任した日から30日以内にうみがめ課に提出すること。
 - ・「事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書」を当該年度の属する年の5月31日までに提出すること。
 - ・事業一般廃棄物については、市内の許可事業者と個別契約を行うこと。
- (4) 防災・防犯対策への協力
- ・消防水利は、向かい側の東福岡病院隣接地に設置され基準は満たしているものの、初期消火時には前面幹線道路を横切る状況となるため、支障なく即座に対応できるように努めること。
 - ・敷地内に屋内消火栓を設置する等、初期消火に対応できるように努めること。
 - ・敷地利用が造園業から商業施設へと変更になるため、火災、防犯には十分配慮すること。
- (5) 騒音の発生に係る事項
- ・騒音に対し、環境基準を遵守し、周辺環境を損なわないよう努めること。
 - ・特定施設を設置、又は特定建設作業をする場合は届出をし、規制基準を遵守すること。
- (6) 街並みづくり等への配慮等
- ・都市計画法及び福津市開発指導要綱に基づき、市関係課及び地域住民と十分協議を整え、街並みづくり等への配慮に努めること。
- (7) その他
- ・専用水道又は簡易専用水道を計画している場合は、宗像地区組合と協議すること。

福岡県告示第1727号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
糟屋郡宇美町若草三丁目2631番3、2631番4、2632番1、2652番1、2662番3、2670番7及び2670番24の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

福岡県告示第1728号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字裏ノ谷1642番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市中央二丁目9番3-305号
篠原 秀雄
篠原 文緒

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平

成14年福岡県条例第80号) 第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月15日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社ニシカン

(2) 所在地

佐賀県佐賀市大和町大字川上153番地1

(3) 代表者

代表取締役 原田 修二郎

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成25年10月29日

4 処分の理由

事業者が、平成25年8月29日付けで、佐賀県知事から産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消され、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため